

県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱

令和4年12月22日制定

(趣旨)

第1条 県は、県産農産物販売促進特別対策事業実施要領(令和4年12月22日付け決裁。以下「実施要領」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 第1条に規定する補助金交付の対象となる経費及び対象経費補助率等は、別表1に定めるところによる。なお、交付決定額は1千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定に基づく申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に定めるものとする。

5 規則第4条に掲げる知事が定める交付申請書の提出期日は、別に定めるものとする。

(軽微な変更)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第6条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号により補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業遂行が困難な場合等)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業（本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は3月17日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第9条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備)

第10条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月22日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い「県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱（令和3年12月22日制定）」については廃止する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所在地： _____

事業者名： _____

代表者職・氏名： _____

別表1 (第2条関係)

区分	経費	費目 (補助率)	重要な変更	
			経費の変更	事業の内容の変更
県産農産物販売 促進特別対策事業	実施要領に基づいて実施する事業にかかる経費 (1) 直売所等での県産米増量キャンペーンの実施 ア 県産米の販売量に対する2割を上限とする増量分の費用 イ PR資材経費 (上記アの補助額を合わせた補助金の総額の1割まで) (2) 量販店でのポイントキャンペーンの実施 ア 県産米をはじめとする県産農産物の販売額に対する2割を上限とするポイント付与費用 イ PR資材経費 (上記アの補助額を合わせた補助金の総額の1割まで)	米の増量分費 (定額) 消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 役務費 (定額) ポイント付与費 (定額) 消耗品費 (定額)、印刷費 (定額)、 役務費 (定額)	経費の欄 の(1)(2) のそれぞれ 30%を超 える流用	1 事業の 新設、中止又 は廃止 2 事業実 施主体の変 更

別表 2 (添付資料)

1 交付申請書 (第 3 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	定款又はこれに準ずるもの	必須
2	キャンペーン実施店舗が確認できる資料	複数店舗実施事業者のみ
3	米増量内訳が確認できる資料	直売所等での県産米増量 キャンペーン実施事業者 のみ
4	ポイント付与内訳が確認できる資料	量販店でのポイントキャ ンペーン実施事業者のみ
5	店舗における新型コロナウイルス感染症対策について確認できる資料	必須
6	暴力団排除に関する誓約事項	必須
7	その他知事が必要と認める書類	必須

2 変更交付申請書 (第 6 条関係)

	添付書類	添付の条件
1	変更内容がわかる書類	必須
2	その他知事が必要と認める書類	必須

3 実績報告書 (第 8 条関係)

	添付資料	添付の条件
1	事業実績内訳明細書	必須
2	キャンペーン実施店舗が確認できる資料	複数店舗実施事業者のみ
3	米増量内訳が確認できる資料	直売所等での県産米増量 キャンペーン実施事業者 のみ
4	ポイント付与内訳が確認できる資料	量販店でのポイントキャ ンペーン実施事業者のみ
5	店舗における新型コロナウイルス感染症対策について確認できる資料	必須
6	事業実施内容に係る支払 (予定) が確認できる書類 (納品書、請求書、領収証、又はこれに準ずる書類) の写し	必須
7	事業実施内容に係る販売及びポイント付与等が確認できる書類 (納品書、請求書、領収証、又はこれに準ずる書類) の写し	必須
8	写真、チラシの写し等 (事業実施内容の確認ができるもの)	必須
9	その他知事が必要と認める書類	必須

4 仕入れに係る消費税等相当額報告書（第9条の3関係）

	添付資料	添付の条件
1	消費税確定申告書の写し（税務署の收受印があるもの）	必須
2	付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し	必須
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳	必須
4	消費税法第60条第4条に規定する特定収入の割合を確認できる資料	補助対象者が、消費税法第60条に定める法人等である場合
5	補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料	免税事業者の場合
6	補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）	簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合

様式第1号（第3条関係）

令和 年度県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事 大野 元裕

所 在 地
事業実施主体
代表者氏名

下記のとおり事業を実施したいので、県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 事業内容 別紙のとおり

様式第1号別紙1

県産農産物販売促進特別対策事業（直売所等での県産米増量キャンペーン）

事業実施主体担当者名及び連絡先

所属（部署名等）	
役職・氏名（ふりがな）	
所在地	
電話番号	
E-mail	

1 キャンペーンの目的及び内容

(1) 期間及び店舗数
(2) 目的及び内容

品目	単価 (円/kg)	販売数量 (kg)	販売額 (円)	増量数量 (kg)	増量額 (円)
合計					

2 PR経費の内容

内容	単価	数量	金額 (円)
合計			

3 事業に要する経費及び負担

事業内容	事業費	負担区分		事業実施者の負担理由
		県補助金	事業実施者	
計				※

注 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ※欄に記入すること。

4 添付書類 別表2に記載のとおり

様式第1号別紙2

県産農産物販売促進特別対策事業（量販店でのポイントキャンペーン）

事業実施主体担当者名及び連絡先

所属（部署名等）	
役職・氏名（ふりがな）	
所在地	
電話番号	
E-mail	

1 キャンペーンの詳細及び内容

（1） 期間及び店舗数
（2） 目的及び内容

品目	単価 （円/1点）	販売数量 （点数）	販売額 （円）	ポイント付与額 （円） 1ポイントあたり1円
合計				

2 PR経費の内容

内容	単価 (円/1点)	数量	金額 (円)
合計			

3 事業に要する経費及び負担

事業内容	事業費	負担区分		事業実施者の負担理由
		県補助金	事業実施者	
計				※

注 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ※欄に記入すること。

4 添付書類

別表2に記載のとおり

様式第2号（第5条関係）

令和 年度県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度県産農産物販売促進特別対策事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付方法 精算払とする。
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、県産農産物販売促進特別対策事業実施要領（以下「要領」という。）、県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
 - (2) 補助事業者は、要綱別表1に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する変更を行う場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (6) 補助事業者は、事業報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (7) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金にかかる

消費税等があることが確定した場合には、要綱第8条に定める様式により、その金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を埼玉県に返還しなければならない。

- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載し、他の経理と区分した帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。
- (9) 知事は必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。
- (10) 要綱別表1区分(2)の事業実施主体は、本事業の実施後の県産米の販売状況について、実施した翌年度の10月20日までに状況確認報告書を作成の上、知事に報告するものとする。

様式第3号（第6条関係）

令和 年度県産農産物販売促進特別対策事業補助金変更承認申請書

番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事 大野 元裕

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった事業について、
下記のとおり変更したいので、県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱第6条
の規定に基づき申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 _____ 円

2 事業内容 別紙のとおり

変更の理由

（注）1 別紙について、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配
分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変
更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付資料については、交付申請書に添付したものから変更があったも
のに限り添付すること。

2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を
「中止（廃止）申請書」に、「変更したい」を「中止（廃止）したい」に、「変
更の理由」を「中止（廃止）の理由」に、それぞれ書き換えること。

様式第3号別紙1

県産農産物販売促進特別対策事業（直売所等での県産米増量キャンペーン）

事業実施主体担当者名及び連絡先

所属（部署名等）	
役職・氏名（ふりがな）	
所在地	
電話番号	
E-mail	

1 キャンペーンの実施内容及び内容

(1) 期間及び店舗数
(2) 目的及び内容

品目	単価 (円/kg)	販売数量 (kg)	販売額 (円)	増量数量 (kg)	増量額 (円)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
合計		()	()	()	()

※括弧内は交付申請時の数値を記入すること（以下同様）

2 PR経費の内容

内容	単価	数量	金額 (円)
合計			

3 事業に要する経費及び負担

事業内容	事業費	負担区分		事業実施者の負担理由
		県補助金	事業実施者	
	()	()	()	
	()	()	()	
計		()	()	※

注 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ※欄に記入すること。

4 添付書類

別表2に記載のとおり

様式第3号別紙2

県産農産物販売促進特別対策事業（量販店でのポイントキャンペーン）

事業実施主体担当者名及び連絡先

所属（部署名等）	
役職・氏名（ふりがな）	
所在地	
電話番号	
E-mail	

1 キャンペーンの詳細及び内容

(1) 期間及び店舗数
(2) 目的及び内容

品目	単価 (円/1点)	販売数量 (点数)	販売額 (円)	ポイント付与額 (円) 1ポイントあたり1円
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
合計				

※括弧内は交付申請時の数値を記入すること（以下同様）

2 PR経費の内容

内容	単価 (円/1点)	数量	金額 (円)
合計			

3 事業に要する経費及び負担

事業内容	事業費	負担区分		事業実施者の負担理由
		県補助金	事業実施者	
	()	()	()	
	()	()	()	
計		()	()	※

注 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ※欄に記入すること。

4 添付書類

別表2に記載のとおり

様式第4号（第8条関係）

令和 年度県産農産物販売促進特別対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事 大野 元裕

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった事業について、下記のとおり事業を実施したので、県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

1 補助金精算額 金 _____ 円

2 事業内容 別紙のとおり

- （注）1 別紙について、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、別表2に記載した資料を添付すること。なお、申請時に提出し、申請時以降変更のない場合は省略できる。

様式第4号別紙1

県産農産物販売促進特別対策事業（直売所等での県産米増量キャンペーン）

事業実施主体担当者名及び連絡先

所属（部署名等）	
役職・氏名（ふりがな）	
所在地	
電話番号	
E-mail	

1 キャンペーンの実施内容及び内容

(1) 期間及び店舗数
(2) 目的及び内容

品目	単価 (円/kg)	販売数量 (kg)	販売額 (円)	増量数量 (kg)	増量額 (円)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
合計		()	()	()	()

※括弧内は交付申請時の数値を記入すること（以下同様）

2 PR経費の内容

内容	単価	数量	金額 (円)
合計			

3 事業に要する経費及び負担

事業内容	事業費	負担区分		事業実施者の負担理由
		県補助金	事業実施者	
	()	()	()	
	()	()	()	
計		()	()	

注 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ※欄に記入すること。

4 添付書類

別表2に記載のとおり

様式第4号別紙2

県産農産物販売促進特別対策事業（量販店でのポイントキャンペーン）

事業実施主体担当者名及び連絡先

所属（部署名等）	
役職・氏名（ふりがな）	
所在地	
電話番号	
E-mail	

1 キャンペーンの詳細及び内容

(1) 期間及び店舗数
(2) 目的及び内容

品目	単価 (円/1点)	販売数量 (点数)	販売額 (円)	ポイント付与額 (円) 1ポイントあたり1円
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
合計				

※括弧内は交付申請時の数値を記入すること（以下同様）

2 PR経費の内容

内容	単価 (円/1点)	数量	金額 (円)
合計			

3 事業に要する経費及び負担

事業内容	事業費	負担区分		事業実施者の負担理由
		県補助金	事業実施者	
	()	()	()	
	()	()	()	
計		()	()	

注 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ※欄に記入すること。

4 添付書類

別表2に記載のとおり

番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事 大野 元裕

所 在 地
事業実施主体
代表者氏名

令和 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった県産農産物販売促進特別対策事業事業補助金について、交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付手続き等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)第14条の規定による確定額
金 _____ 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 _____ 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 _____ 円
- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況
※ 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

様式第6号（第9条関係）

令和 年度県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった令和 年度県産農産物販売促進特別対策事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定により、次のとおり額を確定する。

記

補助金交付確定額 金 円